

汚染土壌管理票を電子的に運用できるようになりました

環境省e文書規則※の改正により、土壌汚染対策法に基づく管理票の作成・交付・備付け・回付・送付・保管・保存といった一連の行為を、電子データを用いて運用することが可能となりました。

※ 環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年環境省令第9号）【令和6年2月20日改正、同年4月1日施行】

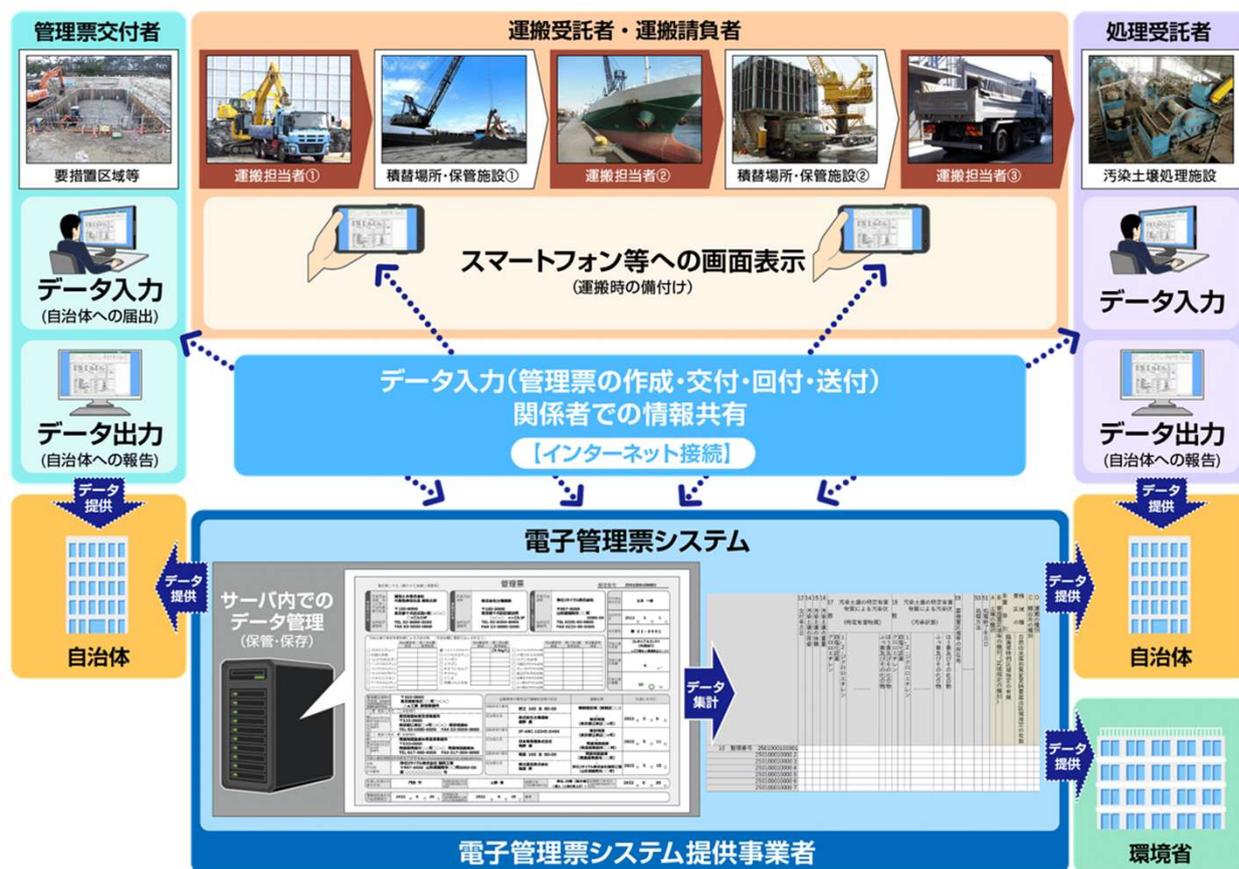
電子管理票システムで運用するメリット

電子管理票システムでの運用には、以下のようなメリットがあります。

- ① 紛失防止:管理票を電子データで管理することにより、紛失を防止できます。
- ② 記録作業の効率化:手書きに比べて迅速な記録が可能となります。
- ③ 情報の検索性向上:大量の管理票の中から特定の管理票を閲覧する場合に検索しやすくなります。
- ④ 透明性の確保・向上:管理票交付者、運搬受託者、処理受託者間でのデータ共有、環境省・自治体へのデータ提供により、汚染土壌の運搬・処理の透明性確保・向上につながります。
- ⑤ 情報の取扱いに関する利便性向上:電子データによる整理・集計が可能のため、汚染土壌の運搬・処理状況の把握、自治体への報告等が容易になります。

汚染土壌電子管理票システム

汚染土壌電子管理票システムの利用により、管理票を電子データによって運用することが可能となります。搬出現場ごとに、管理票交付者・運搬受託者（運搬請負者を含む）・処理受託者が合意のもと、様々な民間事業者等が提供する電子管理票システムの中から1つを選択し、利用します。



電子管理票システムによる運用イメージ

汚染土壌電子管理票システムの情報公開

環境省が土壌汚染対策法への適合性を確認した汚染土壌電子管理票システムに関しては、管理票交付者等への情報提供を目的として、環境省ホームページにおいて、システム提供事業者の名称や実装している機能、セキュリティ対策等に関する情報を掲載しています。また、今後も、適合性を確認したシステムを順次掲載していく予定です。

<https://www.env.go.jp/page/01644.html>

環境省ホームページで公開しているシステムの情報

項目	システム番号		01
	システム提供事業者名		一般社団法人日本汚染土壌処理業協会
	システム名		DENKAN
機能要件の充足可否	Case1	一般的な運搬	対応
	Case2	積替え・保管がある運搬	対応
	Case3	飛び地間・区域間移動	未対応
	Case4	再処理汚染土壌処理施設への運搬	対応
セキュリティ要件の充足可否	不正利用防止に関する項目		有
	情報セキュリティに関する項目		有
任意拡充機能の実装状況	管理票交付者向け機能		7/9
	運搬受託者・処理受託者向け機能		9/9
	自治体向け機能		0/6
	推奨データ項目		5/5
	その他		無
上記の機能要件・セキュリティ要件・任意拡充機能の詳細			適合性の確保等の対応状況等に関する調査票

(令和8年3月現在)

システムに関する稼働状況等の詳細は、システム提供事業者のホームページ等にてご確認ください。

汚染土壌の電子管理票は、汚染土壌の適正処理の更なる推進、処理の透明性の向上、搬出事業者等における管理票への記載漏れの防止等を図ることができ、関係者の事務負担の軽減にも資する仕組みとなっています。

制度の趣旨をご理解のうえ、電子管理票の活用をご検討ください。